

[事案 30-165] 新契約無効請求

・平成 31 年 3 月 20 日 和解成立

<事案の概要>

保険契約を申し込めば融資を受けられると誤信して契約したこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 9 月に銀行を募集代理店として契約した個人年金保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還するか、代理店の説明どおりの年金額を支払ってほしい。

- (1) 融資を受けるために保険に入った方が有利であろうと考えて契約したが、融資は実行されなかった。
- (2) 代理店から、払済保険にした場合の年金開始日における受取額について、誤った説明を受けた。

<保険会社の主張>

代理店が、払済保険にした場合の年金開始日における受取額について誤った説明をしたことは事実であるが、以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人から融資を受けたいので契約を申し込むという話はされておらず、明示的にも黙示的にも動機は表示されていない。
- (2) 申立人は、契約時に保険商品の募集に関する事前案内文書に署名押印をしていることから、保険商品の購入の有無が代理店における他の取引に影響を与えないことを承知していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人と契約時に同席していた申立人の配偶者、および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が融資を受けられると誤信して契約したとは認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 代理店が申立人に対して、第 2 回目の保険料支払いの際に、払済保険にした場合の年金開始日における受取額について誤った説明をしたことは当事者間に争いがない。また、この説明により、申立人は第 2 回保険料を支払うことを決断しており、代理店の説明は不適切である。